

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成 26 年 6 月 4 日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 鳥取県倉吉市瀬崎町2714-1

氏 名 医療法人 十字会

理事長 野島 丈夫

電話番号 0858-22-6231

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人 十字会 野島病院 医療法人 十字会 介護老人保健施設のじま
事業場の所在地	鳥取県倉吉市瀬崎町2714-1
計画期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療、福祉
②事業の規模	病院：233床、老健：106床
③従業員数	病院：371人、老健：104人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【感染性廃棄物】 病院 → 優良認定業者へ委託 → 収集運搬 → 焼却 → 埋立

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
<p>(管理体制図)</p> <pre> graph TD A["【統括責任者】医療法人 十字会 理事長"] --> B["【特別管理産業廃棄物管理責任者】 総務課 用度施設管理係長"] B --- C["【医療廃棄物管理委員会】"] B --> D["【地区責任者】 〇〇部"] B --> E["【地区責任者】 〇〇部"] B --> F["【地区責任者】 〇〇部"] B --> G["【地区責任者】 〇〇部"] </pre>							
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	【前年度（平成 25 年度）実績】						
	<table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td> <td>感染性廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排 出 量</td> <td>90.4 t</td> <td>t</td> </tr> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		排 出 量	90.4 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物					
	排 出 量	90.4 t	t				
（これまでに実施した取組） 感染性廃棄物の判断フロー図（別図）に従い適切な分別処理を徹底し、その他の廃棄物が混入しないよう努めている。							
②計画	【目標】						
	<table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td> <td>感染性廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排 出 量</td> <td>90.4 t</td> <td>t</td> </tr> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		排 出 量	90.4 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物					
	排 出 量	90.4 t	t				
（今後実施する予定の取組） 感染性廃棄物の判断フロー図（別図）に従い適切な分別処理を徹底し、その他の廃棄物が混入しないよう努める、							
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 【感染性廃棄物】 感染性廃棄物の判断フロー図（別図）に従い適切な分別処理に努めている。						
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 【感染性廃棄物】 感染性廃棄物の判断フロー図（別図）に従い適切な分別処理に努める。						

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 25 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 25 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

(第4面)

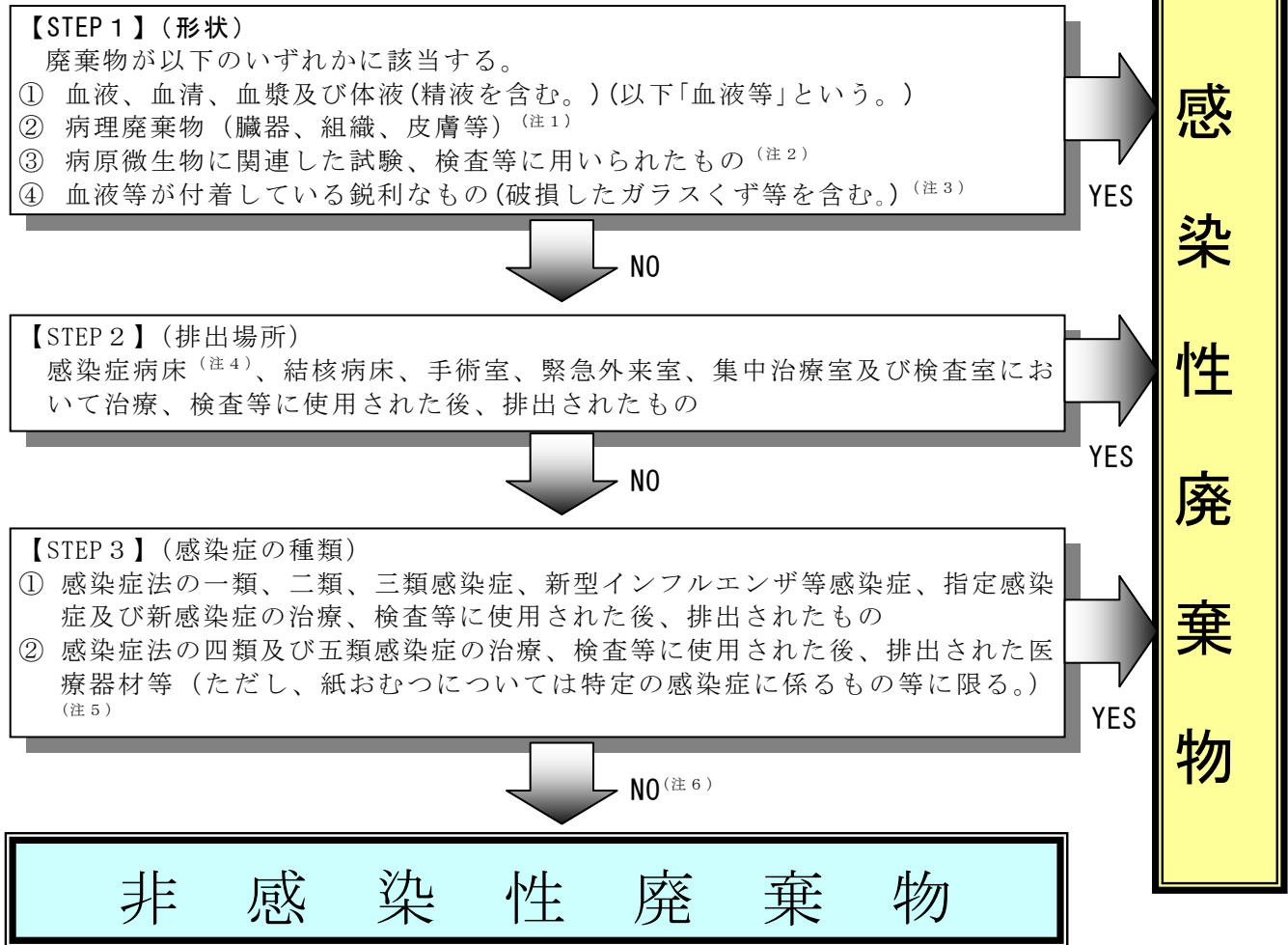
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 25 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 25 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	90.4 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	90.4 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ①優良認定業者へ委託する。 ②マニフェストによる処理状況の確認を徹底している。 ③処理施設等の視察を行い廃棄物が適切に処理されているか確認している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	90.4 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	90.4 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生利用業者及び認定熱回収業者への委託を検討する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

感染性廃棄物の判断フロー



（注） 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

（注1） ホルマリン漬臓器等を含む。

（注2） 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

（注3） 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

（注4） 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

（注5） 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等

なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅班、レジオネラ症等の患者の紙おむつ（参考1参照）は、血液等が付着していない場合は感染性廃棄物ではない。

（注6） 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。